

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成30年4月3日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年4月20日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
板津徳次後援会	日比野 悦 章	板 津 徳 一	加茂郡富加町羽生1463-2			
井上正貴後援会	井 上 正 貴	井 上 和 子	不破郡垂井町府中1720-5			
梅田としあきを育てる会	梅 田 利 昭	梅 田 利 昭	各務原市鷺沼南町6-125			
可児隆を育てる会	村 瀬 光 一	可 児 さおり	岐阜市学園町1-14			
白川町藤井孝男後援会	今 井 良 博	細 江 茂 樹	加茂郡白川町三川3257-1			
杉浦もりよし後援会	梶 田 正 孝	松 田 英 男	土岐市下石町337-7			
辻ふみおと市政を考える会	辻 登美郎	佐 藤 好 広	美濃市上野438-2			
廣瀬時男後援会	佐 藤 多喜夫	廣 瀬 進	瑞穂市只越404			
深萱安信後援会	宮 澤 博 光	深 萱 澄 雄	恵那市岩村町556-2			
山田きよしを育てる会	平 尾 貞 松	速 水 雅 志	羽島郡笠松町東陽町35-4			